

障害者差別解消法の施行に向けた本市の今後の進め方について

平成28年4月に本格施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」について、本市として検討を進めるべき主な事項とスケジュールについて、現時点においては以下のとおりで進めてまいりたいと考えている。

(1) 基本的事項について（共通の事項）

- ・国基本方針において、「国民一人ひとりの建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がること期待するもの」とされていることから、職員対応要領等の検討にあたっては、その考え方に基づいた視点で進める。
- ・職員対応要領等の検討にかかる障がい者の範囲は、障害者基本法による障害者の範囲の定義と同じものとし、社会モデルの考え方を踏まえて検討を進める。
- ・職員対応要領等の検討にかかる不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的考え方については、国の基本指針（平成27年2月24日閣議決定）や、大阪府障がい者差別解消ガイドライン（平成27年3月第1版）のほか、内閣府をはじめとする各省庁の考え方にも留意して検討を進める。

(2) 職員対応要領の策定について

障害者差別解消法第10条では、「地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとする。」と規定されている。本市としては本要綱の重要性に鑑み、努力義務規定ではあるものの、職員対応要領を作成する方向で準備を進める。

なお、職員対応要領に記載する事項については、すでに示されている国（各省庁）の対応要領案を参照するが、本市の場合、本庁職場のほか様々な事業所等があることに留意して現状や実情も勘案しながら、対応要領について検討を進める。

なお、職員対応要領の作成にあたっては、主に以下の点に留意して検討を進める。

① 基本的考え方

※対応要領の位置づけや、職員による不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的考え方について検討を進める。なお、国基本方針では、「行政機関の長は、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を・・・(略)・・・作成」と示している。

② 不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的考え方の具体事例

※「(1) 基本的事項について」に記載のとおり国・府の考え方を基としつつ、「(2) 職員対応要領について」に記載のとおり本市の各職場の現状や実情も勘案しながら検討を進める。

③ 職員による差別的行為等に対する相談窓口

(3) 障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

障害者差別解消法第17条では、「国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。」と規定されている。本市としては重要性に鑑み、必置規定ではないものの、設置する方向で準備を進める。

国基本方針では、障がい者差別解消地域支援協議会（以下、「協議会」）は障がい者にとって身近な機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークとして組織できるとされている。

なお、協議会設置の検討にあたっては主に以下の点に留意して検討を進める。

① 協議会の位置づけ

② 協議会の役割

※協議会に期待される役割については、国基本方針で記載されていることから、その考え方も含めて検討を進める。

※なお、同協議会の設置・運営暫定指針において、「地域協議会の趣旨や事務に鑑みれば、個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていないことに留意する必要がある。」とも記載されている。

③ 協議会の構成機関

※ 国が想定されるものとして示している協議会の構成機関のうち関係機関団体等
当事者、教育、福祉等、医療・保健、事業者、法曹等、その他（学識等）

(4) その他障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

国基本方針では、以下の事項などが示されていることから、所要の検討を進めていく。

- ・ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
- ・ 啓発活動

※ 行政機関等における職員に対する研修のほか、地域住民等に対する啓発が考えられる。

(5) 今後のスケジュールについて

現時点における主なスケジュールとしては以下を想定している。

このほか、啓発活動など所要の取組を検討及び実施していく。

時期	事項	備考
平成27年9月～	・障がい者施策推進協議会開催 ・地域自立支援協議部会開催 ・計画策定・推進部会開催	・本市の進め方(案)の説明
平成27年秋冬頃	・各委員に職員対応要領(素案)の提示	・状況によっては各委員へメール等による提示やヒアリング対応も含めて、迅速な意見集約を目指す
平成27年冬頃	・職員対応要領(素案)の見直し検討	・国等の動きも勘案して必要に応じて修正
平成28年冬頃～	・障がい者施策推進協議会開催 ・地域自立支援協議部会開催 ・計画策定・推進部会開催	・職員対応要領(案)の説明 ・協議会(案)の説明
同上	・大阪市としての職員対応要領等の確定	
平成28年4月～	・障害者差別解消法全面施行	